

第 4 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

中間連結貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	7,945,518	預 金	107,094,684
コールローン及び買入手形	784,987	譲 渡 性 預 金	5,572,916
買 現 先 勘 定	120,503	コールマネー及び売渡手形	2,147,574
債券貸借取引支払保証金	3,554,122	売 現 先 勘 定	3,850,718
買 入 金 銭 債 権	4,173,449	債券貸借取引受入担保金	1,455,135
特 定 取 引 資 産	8,521,460	コマーシャル・ペーパー	173,685
金 銭 の 信 託	286,237	特 定 取 引 負 債	4,250,007
有 価 証 券	31,273,945	借 用 金	2,694,290
投資損失引当金	△ 35,716	外 国 為 替	979,813
貸 出 金	80,668,401	短 期 社 債	36,165
外 国 為 替	1,657,603	社 債	4,874,970
そ の 他 資 産	5,213,653	そ の 他 負 債	5,031,727
有形固定資産	1,022,192	賞 与 引 当 金	23,409
無形固定資産	456,804	役 員 賞 与 引 当 金	66
繰延税金資産	1,002,539	退 職 給 付 引 当 金	37,274
支払承諾見返	9,353,985	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	677
貸 倒 引 当 金	△ 879,237	ポ イ ン ト 引 当 金	884
		偶 発 損 失 引 当 金	50,866
		特 別 法 上 の 引 当 金	1,471
		繰 延 税 金 負 債	33,130
		再評価に係る繰延税金負債	189,933
		支 払 承 諾	9,353,985
		負 債 の 部 合 計	147,853,391
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,773,290
		利 益 剰 余 金	2,026,410
		株 主 資 本 合 計	5,796,674
		その他有価証券評価差額金	△ 236,869
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	11,426
		土 地 再 評 価 差 額 金	228,616
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 81,330
		米国会計基準適用子会社 における年金債務調整額	△ 12,392
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 90,549
		少 数 株 主 持 分	1,560,936
		純 資 産 の 部 合 計	7,267,061
資 産 の 部 合 計	155,120,452	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	155,120,452

中間連結損益計算書

〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,238,656
資 金 運 用 収 益	1,536,345
(うち貸出金利息)	(1,021,448)
(うち有価証券利息配当金)	(284,929)
信 託 報 酬	9,964
役 務 取 引 等 収 益	375,583
特 定 取 引 収 益	52,036
そ の 他 業 務 収 益	151,854
そ の 他 経 常 収 益	112,871
経 常 費 用	2,103,523
資 金 調 達 費 用	650,106
(うち預金利息)	(332,338)
役 務 取 引 等 費 用	56,701
特 定 取 引 費 用	1,288
そ の 他 業 務 費 用	122,216
営 業 経 費	774,581
そ の 他 経 常 費 用	498,629
経 常 利 益	135,132
特 別 利 益	193,831
固 定 資 産 処 分 益	954
償 却 債 権 取 立 益	12,185
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	434
親 会 社 株 式 売 却 益	172,096
リ ー ス 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	6,186
子 会 社 株 式 売 却 益	1,974
特 別 損 失	55,416
固 定 資 産 処 分 損 失	6,634
減 損 損 失	1,583
シ ス テ ム 統 合 に 係 る 費 用	47,198
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	273,547
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	37,166
法 人 税 等 調 整 額	14,409
少 数 株 主 利 益	46,829
中 間 純 利 益	175,142

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 157 社

主要な会社名

株式会社泉州銀行

UnionBanCal Corporation

エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.

三菱UFJファクター株式会社

PT U Finance Indonesia

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

BTMU Capital Corporation

カブドットコム証券株式会社

BTMU Lease (Deutschland) GmbH

株式会社日本ビジネスリース

BTMU Leasing & Finance, Inc.

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社

PT. BTMU-BRI Finance

なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他3社は、関連法人等からの異動、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、三菱UFJニコス株式会社他9社は、株式交換に伴う事業分離、清算等により子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

ニチエレ株式会社

（子会社又は子法人等としなかった理由）

投資事業を営む連結される子法人等による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 47 社

主要な会社名

株式会社中京銀行	Bangkok BTMU Limited
株式会社岐阜銀行	BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.
株式会社ジャックス	大新金融集團有限公司
株式会社ジャルカード	南京国際租賃有限公司
東銀リース株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.
三菱UFJキャピタル株式会社	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
株式会社モビット	

なお、株式会社ジャルカード他3社は、株式取得等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

また、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他3社は、子法人等への異動等により関連法人等ではなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス	株式会社コンバージョン
株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	S S I 株式会社
株式会社パスト	N B A 株式会社
ファルマフロンティア株式会社	株式会社 Spring

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

11月末日	2社
4月末日	1社
6月末日	97社
7月24日	9社
7月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	46社

② 11月末日を中間決算日とする連結される子法人等については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4月末日を中間決算日とする連結される子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(追加情報)

前連結会計年度より平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成 19 年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は 4,713 百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 3 年～10 年）に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は654,263百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生翌連結会計年度から費用処理

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による中間連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は58,092百万円減少し、うち「資金運用収益」が4,267百万円増加、「その他経常収益」が62,360百万円減少しております。「経常費用」は58,305百万円減少し、うち「その他経常費用」が56,385百万円減少しております。「経常利益」は212百万円増加、「特別利益」は6,107百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は6,319百万円増加しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施してございました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 18,023 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 30,444 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(会計方針の変更)

実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第 18 号」という）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」がそれぞれ 7,218 百万円増加しております。

(追加情報)

米国会計基準適用の子会社及び子法人等の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第 158 号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第 87 号、第 88 号、第 106 号及び第 132 号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当中間連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が 21,136 百万円減少、「退職給付引当金」が 9,620 百万円増加、「繰延税金負債」が 11,814 百万円減少、「少数株主持分」が 6,573 百万円減少しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示していましたが、当中間連結会計期間より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表については、「特定取引資産」が 3,114,895 百万円増加、「特定取引負債」が 3,162,295 百万円増加、「その他資産」が 1,186,779 百万円増加、「その他負債」が 1,139,379 百万円増加しております。

表示方法の変更

(中間連結貸借対照表関係)

- (1) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 20 年 7 月 11 日 内閣府令第 44 号)による「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式の改正が行われ、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。

なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は 328,751 百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は 13,707 百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は 305 百万円であります。

- (2) 当行の連結される子会社及び子法人等のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて表示しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は、8,766 百万円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く） 148,132 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に 199,911 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 795,346 百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 5,492,841 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 61,830 百万円、延滞債権額は 792,228 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 16,810 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 318,932 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,189,802 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,004,310 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,705 百万円
有価証券	880,012 百万円
貸出金	1,308,153 百万円
その他資産	364 百万円
有形固定資産	844 百万円
無形固定資産	833 百万円

担保資産に対応する債務

預金	343,940 百万円
コールマネー及び売渡手形	280,000 百万円
コマースャル・ペーパー	25,000 百万円
借入金	1,045,543 百万円
支払承諾	1,705 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 219,166 百万円、買入金銭債権 569,862 百万円、有価証券 6,735,563 百万円、貸出金 7,562,675 百万円及びその他資産 5,321 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,692,161 百万円、有価証券は 4,191,198 百万円であり、対応する売現先勘定は 3,838,392 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,424,296 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 14,921 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,406,411 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 828,050 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 893,500 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 3,012,761 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,029,707 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 529 円 02 銭
16. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 10.63%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 65,451 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 156,652 百万円、貸出金償却 157,232 百万円及び株式等償却 121,059 百万円を含んでおります。
3. 「リース会計基準の適用に伴う影響額」は、リース業を主たる事業として営む連結される子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 17円00銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 16円96銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	1,075,006	1,071,173	△3,832
その他	242,516	243,279	763
外国債券	20,464	21,227	763
その他	222,052	222,052	—
合計	1,317,522	1,314,453	△3,069

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	3,614,279	4,020,030	405,750
債券	14,749,914	14,751,411	1,496
国債	12,997,445	12,998,377	932
地方債	271,520	272,718	1,198
社債	1,480,949	1,480,315	△633
その他	10,202,773	9,505,338	△697,435
外国株式	96,143	124,538	28,395
外国債券	5,729,517	5,663,148	△66,369
その他	4,377,112	3,717,651	△659,460
合計	28,566,968	28,276,780	△290,188

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより8,494百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は△281,693百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,964百万円を加えた△271,729百万円から繰延税金資産39,755百万円を加算した額△231,973百万円のうち、少数株主持分相当額9,472百万円を加えた額に、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額14,843百万円を控除した額△237,344百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

3 当行及び国内の連結される子会社及び子法人等は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
国内株式	326,769
社債	3,364,958
外国株式	72,372
外国債券	318,250

(金銭の信託関係)

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	219,230	220,028	798

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 なお、上記の評価差額から繰延税金負債324百万円を控除した額474百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(企業結合等関係)

当行の連結される子法人等である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 株式交換完全親会社(分離先企業)の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

(2) 株式交換完全子会社(分離した事業)の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(3) 事業分離の法的形式

株式交換

(4) 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

3. 株式交換の方法及び内容

(1) 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFGの普通株式を割当交付しました。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

(イ) 株式の種類別の交換比率

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス普通株式0.37

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス第1種株式1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMGFASを、MUFGは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

4. 当中間連結会計期間の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813 百万円
経常費用	<u>90,095 百万円</u>
経常利益	3,717 百万円

(重要な後発事象)

1. 公開買付けによるユニオンバンカル・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了

当行は、平成 20 年 8 月 12 日開催の取締役会において、当行の連結される子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンカル・コーポレーション (UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て (ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結される子会社を通じて保有する株式を除く) を対象とした米国における公開買付け (以下「本公開買付け」という) を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。

本公開買付けの結果、当行は下記の通りUNBCの普通株式を取得いたしました。

買付期間	平成 20 年 8 月 29 日から平成 20 年 9 月 26 日まで なお、買付けた普通株式は平成 20 年 10 月 1 日より決済を行い、持分の増加を認識しております。 (いずれも米国東部時間)
買付株数	46,113,521 株
買付後の議決権比率	97.35%
買付価格	1 株当たり 73 ドル 50 セント
取得価額総額	3,389 百万ドル (360,310 百万円) 全て当行手元資金で賄っております。 なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。

(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では 1996 年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に 100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第 20 位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア (Union Bank of California N.A.) を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要

① UNBCの概要

商号	UnionBanCal Corporation
代表者	President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka
所在地	米国カリフォルニア州
設立年	1953 年
主な事業内容	銀行持株会社
資本金	159 百万ドル (平成 20 年 9 月 30 日 現在)

決算期	12月
上場証券取引所	ニューヨーク証券取引所
発行済株式数	140,069,898株(平成20年9月30日現在)

② 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了いたしました。

③ なお、本公開買付け等に伴う当行持分比率の増加により、当行の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。

2. 優先株式の処分

当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に平成20年10月30日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集)を決議し、平成20年11月18日に当該優先株式の処分を実施いたしました。

なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件としておりましたが、会社法第319条第1項及び第325条の規定に基づき、平成20年10月31日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議及び種類株主総会決議があったものとみなされております。

(1) 処分の方法

第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。

(2) 処分する株式の種類及び数

第一回第七種優先株式

156,000,000株

(3) 処分価格(払込金額)

1株につき 2,500円

(4) 処分価額の総額

390,000,000,000円

(5) 払込期日(受渡年月日)

平成20年11月18日

(6) 優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき年115円(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円)の金銭による剰余金の配当を行う。

(7) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成 26 年 4 月 1 日以降はいつでも、本優先株式 1 株につき 2,500 円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(8) 資金の使途

一般事業資金に充当する。

(追加情報)

当行の連結される子会社である株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」という）は、平成 20 年 2 月 22 日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」という）と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議し、平成 20 年 5 月 30 日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結しております。

なお、泉州銀行と池田銀行は、平成 20 年 11 月 25 日に開催した両行の取締役会において、平成 21 年 4 月 1 日を目処としていた経営統合の日程を平成 21 年 10 月 1 日に変更することを決議いたしました。

第 4 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

貸借対照表(平成20年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	7,985,294	預 金	99,767,246
コ ー ル ロ ー ン	554,331	譲 渡 性 預 金	5,561,932
買 現 先 勘 定	41,097	コ ー ル マ ネ ー	1,808,065
債券貸借取引支払保証金	3,544,509	売 現 先 勘 定	3,726,524
買 入 金 銭 債 権	3,317,588	債券貸借取引受入担保金	1,382,950
特 定 取 引 資 産	8,411,407	特 定 取 引 負 債	4,149,558
金 銭 の 信 託	70,275	借 用 金	4,646,501
有 価 証 券	31,106,307	外 国 為 替	995,640
投 資 損 失 引 当 金	△ 92,254	社 債	3,180,478
貸 出 金	72,228,207	そ の 他 負 債	3,799,340
外 国 為 替	1,641,257	未 払 法 人 税 等	11,301
そ の 他 資 産	4,280,265	リ ー ス 債 務	512
有 形 固 定 資 産	936,956	そ の 他 の 負 債	3,787,527
無 形 固 定 資 産	330,689	賞 与 引 当 金	16,669
繰 延 税 金 資 産	993,654	役 員 賞 与 引 当 金	43
支 払 承 諾 見 返	7,431,818	退 職 給 付 引 当 金	10,343
貸 倒 引 当 金	△ 674,415	ポ イ ン ト 引 当 金	703
		偶 発 損 失 引 当 金	39,252
		特 別 法 上 の 引 当 金	31
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	189,933
		支 払 承 諾	7,431,818
		負 債 の 部 合 計	136,707,035
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,773,290
		資 本 準 備 金	2,773,290
		利 益 剰 余 金	1,571,848
		利 益 準 備 金	190,044
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,381,804
		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
		別 途 積 立 金	718,196
		繰 越 利 益 剰 余 金	661,175
		株 主 資 本 合 計	5,342,112
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 193,236
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22,464
		土 地 再 評 価 差 額 金	228,616
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	57,843
		純 資 産 の 部 合 計	5,399,955
資 産 の 部 合 計	142,106,991	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	142,106,991

中間損益計算書

〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		1,769,495
資 金 運 用 収 益	1,261,737	
(うち貸出金利息)	(782,614)	
(うち有価証券利息配当金)	(270,081)	
役 務 取 引 等 収 益	258,714	
特 定 取 引 収 益	49,428	
そ の 他 業 務 収 益	123,099	
そ の 他 経 常 収 益	76,515	
経 常 費 用		1,731,602
資 金 調 達 費 用	597,464	
(うち預金利息)	(287,204)	
役 務 取 引 等 費 用	65,992	
特 定 取 引 費 用	1,281	
そ の 他 業 務 費 用	105,569	
営 業 経 費 用	565,768	
そ の 他 経 常 費 用	395,526	
経 常 利 益		37,892
特 別 利 益		65,387
特 別 損 失		54,580
税 引 前 中 間 純 利 益		48,699
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		8,213
法 人 税 等 調 整 額		15,470
中 間 純 利 益		25,016

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

(追加情報)

前期より、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処

分実績等をもとに再検討を行った結果、前期より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前期の下期に行ったため、前中間期においては従来の方法によっております。従って、前中間期は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は552,396百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
----------	--

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する期に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法につ

いては、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する期に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）が平成20年4月1日以後開始する期から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,023百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利

益は30,444百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間期より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が3,116,025百万円増加、「特定取引負債」が3,158,551百万円増加、「その他資産」が1,183,727百万円増加、「その他負債」が1,141,201百万円増加しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する期に係る書類について適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の未払法人税等、リース債務及びその他の負債を内訳表示しております。

なお、前中間期末の「その他負債」に含まれる未払法人税等の金額は13,081百万円、その他の負債の金額は1,668,258百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,310,742 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,911百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は784,771百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは5,424,029百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は57,094百万円、延滞債権額は698,665百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,146百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は307,889百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,074,795百万円であります。
なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は988,561百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,705 百万円
有価証券	242,230 百万円
貸出金	591,539 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	240,000 百万円
借入金	515,223 百万円
支払承諾	1,705 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金216,556百万円、買入金銭債権564,629百万円、有価証券6,583,955百万円及び貸出金4,967,768百万円を差し入れております。また、

売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,692,161 百万円、有価証券は 4,002,630 百万円であり、対応する売現先勘定は 3,725,147 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,366,600 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、14,921 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,176,262 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 693,026 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,617,210 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 1,405,484 百万円が含まれております。
14. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金 31 百万円を計上しております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,992,090 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 499 円 35 銭
17. 当中間期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は 10.69%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益59,148百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 86,137 百万円、貸出金償却 147,082 百万円及び株式等償却 120,683 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、償却債権取立益 10,919 百万円及び三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益 53,676 百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、システム統合に係る費用 47,198 百万円が含まれております。
5. 1株当たり中間純利益金額 2円43銭
6. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2円43銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,020,383	1,018,701	△1,682
その他	224,123	224,124	0
外国債券	2,071	2,071	0
その他	222,052	222,052	—
合計	1,244,506	1,242,825	△1,681

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	330,972	774,448	443,476
関連法人等株式	63,821	52,241	△11,580
合計	394,794	826,689	431,895

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,591,448	3,991,368	399,919
債券	14,526,144	14,530,857	4,712
国債	12,830,345	12,834,190	3,844
地方債	248,090	249,338	1,247
社債	1,447,708	1,447,329	△379
その他	9,036,392	8,400,840	△635,551
外国株式	96,563	125,012	28,448
外国債券	4,828,076	4,769,086	△58,990
その他	4,111,751	3,506,741	△605,009
合計	27,153,985	26,923,066	△230,919

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 8,494 百万円（費用）を損

益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は△222,424百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,537百万円を加えた△212,887百万円から繰延税金資産19,235百万円を加算した額△193,652百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

- 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間期末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	863,878
関連法人等株式	52,069
その他有価証券	
国内株式	306,895
社債	3,326,701
外国債券	317,438

(金銭の信託関係)

1. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	3,368	4,067	698

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 なお、上記の評価差額から繰延税金負債283百万円を控除した額415百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	587,097	百万円
貸倒引当金	405,168	
有価証券評価損	180,184	
その他有価証券評価差額金	96,988	
退職給付引当金	75,328	
その他	<u>461,784</u>	
繰延税金資産小計	1,806,553	
評価性引当額	<u>△ 518,019</u>	
繰延税金資産合計	1,288,533	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	91,304	
合併時所有価証券時価引継	90,841	
退職給付信託設定益	66,016	
その他	<u>46,716</u>	
繰延税金負債合計	294,879	
繰延税金資産の純額	<u>993,654</u>	百万円

(重要な後発事象)

1. 当行は、平成 20 年 8 月 12 日開催の取締役会において、当行の連結される子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンカル・コーポレーション (UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という) の発行済普通株式の全て (ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結される子会社を通じて保有する株式を除く) を対象とした米国における公開買付け (以下「本公開買付け」という) を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。

本公開買付けの結果、当行は下記の通りUNBCの普通株式を取得いたしました。

買付期間	平成 20 年 8 月 29 日から平成 20 年 9 月 26 日まで なお、買付けた普通株式は平成 20 年 10 月 1 日より 決済を行い、子会社株式としての取得を認識して おります。 (いずれも米国東部時間)
買付株数	46, 113, 521 株
買付後の議決権比率	97. 35%
買付価格	1 株当たり 73 ドル 50 セント
取得価額総額	3, 389 百万ドル (360, 310 百万円) 全て当行手元資金で賄っております。 なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定 であるため、取得価額総額に含めておりません。

(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では 1996 年以来、UNBC の議決権の過半数を保有しております。UNBC は傘下に 100% 子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第 20 位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア (Union Bank of California N.A.) を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要

① UNBC の概要

商号	UnionBanCal Corporation
代表者	President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka
所在地	米国カリフォルニア州
設立年	1953 年

主な事業内容	銀行持株会社
資本金	159 百万ドル (平成 20 年 9 月 30 日 現在)
決算期	12 月
上場証券取引所	ニューヨーク証券取引所
発行済株式数	140,069,898 株 (平成 20 年 9 月 30 日 現在)

②本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

平成 20 年 11 月 4 日 (米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した 100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり 73 ドル 50 セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成 20 年 11 月 14 日 (米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。

2. 当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に、平成 20 年 10 月 30 日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分 (会社法第 199 条に基づく自己株式を引き受ける者の募集) を決議し、平成 20 年 11 月 18 日に当該優先株式の処分を実施いたしました。

なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件としておりましたが、会社法第 319 条第 1 項及び第 325 条の規定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議及び種類株主総会決議があったものとみなされております。

(1) 処分の方法

第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。

(2) 処分する株式の種類及び数

第一回第七種優先株式

156,000,000 株

(3) 処分価格 (払込金額)

1 株につき 2,500 円

(4) 処分価額の総額

390,000,000,000 円

(5) 払込期日 (受渡年月日)

平成 20 年 11 月 18 日

(6) 優先配当金

当行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき年 115 円 (ただし、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする優先配当金については、1 株につき 43 円) の金銭による剰余金の配当を行う。

(7) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成 26 年 4 月 1 日以降はいつでも、本優先株式 1 株につき 2,500 円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(8) 資金の使途

一般事業資金に充当する。